

<b>法改正 情報</b>	2025年度版 よくわかる社労士 合格するための 過去10年本試験問題集3 健保・社一
-------------------	--

11384

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

**TAC出版**

科目	P	行等	改正前	改正後
社一	267	2答 15 2行目	「 <u>65</u> 万円」	「 <u>66</u> 万円」

以 上

<b>法改正 情報</b>	<b>2025年度版 よくわかる社労士 合格するための 過去10年本試験問題集3 健保・社一</b>
-------------------	--

11384

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	viii、2	目次	12 <u>被保険者証等</u>	12 <u>資格情報通知書・資格確認書</u>
	4、5	<b>11</b> 問4・答4	問題文及び解答解説を削除してください。*	
	64、65	<b>11</b> 問4・答4		
	66	項目名	<b>12</b> <u>被保険者証等</u>	<b>12</b> <u>資格情報通知書・資格確認書</u>
	66、67	<b>12</b> 問1・答1	問題文及び解答解説を削除してください。*	
		<b>12</b> 問2・答2		
		<b>12</b> 問4・答4		
		<b>12</b> 問5・答5		
		<b>12</b> 問6・答6		
	68、69	<b>12</b> 問7・答7	問題文及び解答解説を削除してください。*	
<b>12</b> 問8・答8				

※ 上記改正対応は、令和6年12月2日施行の「マイナンバーカードと被保険者証の一体化」による被保険者証の廃止に係る改正に対応したものです。

なお、上記改正に伴い、従来の被保険者証関連の施行規則の関係条文が、新たに設けられた「資格確認書」に対応する形に改められたため、参考として、上記過去問を「資格確認書」に対応させた問題を、資料①にて掲げさせていただいておりますので、ご参照ください。

以上

## 改正後問題

**1** 問 4 R3-9E改 被保険者又はその被扶養者において、業務災害（労災保険法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する、労働者の業務上の負傷、疾病等をいう。）と疑われる事例で電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けた場合、保険者は、被保険者又はその被扶養者に対して、まずは労災保険法に基づく保険給付の請求を促し、健康保険法に基づく保険給付を留保することができる。

**11** 問 4 H28-2E改 一般の被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出るとともに、書面による資格確認書の交付を受けているときは、当該資格確認書を事業主に提出しなければならない。事業主は、その申出を受けたときは、遅滞なく、変更後の住所を資格確認書を添えて厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。

**12** 問 1 R4-2E改 保険者は、申請者（任意継続被保険者を除く。）に書面による資格確認書を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならないとされているが、保険者が支障がないと認めるときは、これを申請者に送付することができる。

**12** 問 2 H27-1E改 特例退職被保険者が書面による資格確認書を紛失した場合の資格確認書の再交付申請は、一般の被保険者であったときの事業主を経由して行う。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認めるときは、事業主を経由することを要しない。

**12** 問 4 R元-8C改 保険者は、毎年一定の期日を定め、書面による資格確認書の検認又は更新をすることができるが、この検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は無効である。

## 改正後解答

**1** 答 4 ○ 法 1 条、平成 25.8.14 事務連絡。設問の通り正しい。

**11** 答 4 × 則 28 条の 2,1 項、則 36 条の 2。設問の場合、被保険者は、書面による資格確認書を事業主に提出する必要はなく、また同様に、その申出を受けた事業主は、変更後の住所を届け出る際に資格確認書を添える必要はない。

### プラスα

「資格確認書」とは、被保険者又は被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに当該被保険者の求めにもとづき保険者から交付又は提供される被保険者資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面又は当該事項の電磁的方法により提供されたものをいい、資格確認書を交付又は提供された者は、これを提出又は提示することにより、療養の給付等を受けるために必要な被保険者であることの確認を受けることができる。

**12** 答 1 ○ 則 47 条 1 項、5 項。設問の通り正しい。

**12** 答 2 × 則 170 条。特例退職被保険者の書面による資格確認書の再交付申請は、事業主を経由して行うことはできず、直接保険者に対して行うこととなる。

**12** 答 4 ○ 則 50 条 1 項、9 項。設問の通り正しい。

**12 問 5**  
**R4-1C改**  
事業主は、被保険者（書面による資格確認書の交付を受けている者に限る。）が資格を喪失したときは、遅滞なく資格確認書を回収して、これを保険者に返納しなければならないが、テレワークの普及等に対応した事務手続きの簡素化を図るため、被保険者は、資格確認書を事業主を経由せず直接保険者に返納することが可能になった。

**12 問 6**  
**H27-8D改**  
資格を取得する際に厚生労働大臣から被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者に対して資格確認書が交付等されたときは、当該資格証明書はその被保険者に係る適用事業所の事業主が回収し、破棄しなければならない。

**12 問 7**  
**R3-3D改**  
全国健康保険協会（以下本問において「協会」という。）は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に対して被保険者情報の登録又は資格確認書の交付等が行われるまでの間、必ず被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付しなければならない。また、被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者情報の登録が行われたことを確認したとき又は資格確認書の交付等を受けたときは、当該被保険者は直ちに被保険者資格証明書を協会に返納しなければならない。

**12 答 5** × 則 51 条 1 項、4 項。書面による資格確認書を返納する場合は、事業主を経由して行わなければならない、被保険者から直接保険者に返納することはできない。

**12 答 6** × 則 50 条の 2, 3 項。設問の場合、被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者が、当該証明書を事業主を経由して厚生労働大臣に返納しなければならない。

**プラスα**

「被保険者資格証明書」とは、全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、被保険者情報の登録又は資格確認書の交付等が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又は被扶養者が療養を受ける必要があると認めたとときに限り、厚生労働大臣（日本年金機構）が、有効期限を定めて交付するものであり、被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者資格証明書を提出することによって、療養の給付等を受ける資格を明らかにすることができる。

**12 答 7** × 則 50 条の 2, 1 項、3 項。協会が管掌する健康保険の被保険者に対する被保険者資格証明書は、厚生労働大臣（日本年金機構）が、当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めたとときに限り、有効期間を定めて交付するものとされている。また、被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者情報の登録が行われたことを確認したとき、又は資格確認書の交付等が行われたときは、当該被保険者は直ちに被保険者資格証明書を「厚生労働大臣（日本年金機構）」に返納しなければならない。

12 問 8

H28-2D改

高齢受給者証を交付された特例退職被保険者は、高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき、当該被保険者は5日以内に高齢受給者証を返納しなければならないが、そのときは事業主を通じて保険者に返納しなければならない。

12 答 8

× 則 170 条。設問の場合は、「事業主を通じて」納付するのではなく、特例退職被保険者本人が直接保険者に返納しなければならない。

プラスα

「高齢受給者証」は、70歳以上の一部負担金の負担割合等が適用される被保険者又は被扶養者であって、当該一部負担金の負担割合等が記載又は記録されていない資格確認書の交付又は提供を受けているものに対して、有効期限を定めて交付されるものである。